

なることを期待してあります。新財政法並びに會計法においては、そのお膳立てだけは十分にできたつもりであります。

それから第二點の特別會計のお話でございますが、特別會計の数が多く、こういうものがあると政府の會計が幾つにもわかれてわかりにくいというところになりますので、われ／＼當局の者といたしましては、この特別會計の数を減らすことに、今最善の努力をいたしておるのであります。本年も法律案を出しまして、四つばかり減らすことになつております。しかし減らす片方からまた新しいものができてくる。一般的に申しますと、一般會計にまどめてしまふのが便利であり、國政がそれによつて大観できるのであります。しかしむやみに特別會計をやめてしまふというようなことは實行上できない。これからはどうしても政府の營々國營企業というものが起つてきますから、國營企業を一般會計と一緒にすることは、會計の性質が合いません。一般會計は御承知の通り、消費經濟で収入は強制収入でありまして、性質が全然違ひますので、これは一本にいたしましたもあまり意味がない。こういう場合には區分して經理した方が實益がある。特に企業については、採算を見ている、あるいは原價計算を見ている場合に、一般會計につゝこんだのでは、その事業の採算とか、原價計算というものがあるからなくなるといふことがありまゝで、これは一般會計から引放し、獨立の會計にした方がいゝということになるのであります。今後の方針をいたしましては、實體的に見まして一般會計より分離して經理した方が、

國家的見地からよろしいという場合に、これは、特別會計を認めていきたい、こういう方針で進んでまいりたいと考えておりますが、根本方針をいたしましては、できるだけ一般會計には變りはないと思つておられます。

○寺田委員 私は大體國がいろいろの企業をやることは反對なのであります。これはできるだけ民間でやるべきだといふ考えをもつております。しかし今まで國が通信事業とか、鐵道、あるいは事業事業をやつておりますが、これについてはなぜ一般會計に入れなければならぬかと言いますと、今までの形態を見ておきますと、事業各目的の獨立した收支決算はほとんど出ない。一般國民はもちろん知らないし、従業員すらも特別會計のそやうな企業であるとか、事業事業であるとかいふものについての收支決算を知らない。それで結局國がやつておる事業の能率が非常に悪く、また品質が非常に悪い。これは申し上げるまでもなく、電話にプレミアムがつく、あるいは最も悪い煙草が最も高い。あるいは鐵道にしても、十何年か前に民間で東海道線をもう一本敷いてみようというところに鐵道省が非常に反對した。こういう民間事業家が先を見透して東海道線は複々線でないければならぬという時にでもちつとも知らない。これが私がいつも感ずる點であります。そういうふうに従業員すらも自分らがやつておる企業についての收支さえも知らない。従つてその能率があがらない。品質が悪くなる。そういう意味で特別會計をややみにこしらへることは悪いのではないかという私の大體の考えであります。これを皆一緒に一般會計にすることの弊害も

もちろんあると思ひますが、大方針としてはできるだけ民間にやらす、そうでなければ收支をもつと明らかにする。各特別會計の收支を國民はもちろん従業員は、少くとも自分のやつておる仕事に引合つてゐるか、引合つていないかさえ知らないでやるようではどうしてもいけないと思ひます。それから二十一年度の豫算並びに今度の豫算の調書を見ましても、大體人件費が非常に大きな額になつてゐる。しかしながら人件費は出ておりますが、この人数がわからないうちに、平均して大體一人當りいくらかという見當がちよつともつかない。これはこのごろの物價の變動のはげしい時、またこういう生活が非常にむづかしい時には、一人當り大體いくらかになつてゐるかといふことは、豫算の書類に附けてもらふのが當然ではないかという感じがするのであります。それがかえつて國民に、官吏の俸給が大體いくらか、これでは少な過ぎるということも感ぜられるし、またよく理解されるのではないかと思ひます。こういう點も豫算の調書に繰り入れていたゞきたいと希望する次第であります。また法案によりまして、第五條に「すべて、公債の發行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合においては、國會議決を経た金額の範囲内では、この限りでない」。こういう規定がありますが、緊急の場合、どうしても國會議決を得られないという時にはどうしようにするのか、お尋ねしたいと思ひます。

○野田政府委員 お答えいたします。ちろんあると思ひますが、大方針としてはできるだけ民間にやらす、そうでなければ收支をもつと明らかにする。各特別會計の收支を國民はもちろん従業員は、少くとも自分のやつておる仕事に引合つてゐるか、引合つていないかさえ知らないでやるようではどうしてもいけないと思ひます。それから二十一年度の豫算並びに今度の豫算の調書を見ましても、大體人件費が非常に大きな額になつてゐる。しかしながら人件費は出ておりますが、この人数がわからないうちに、平均して大體一人當りいくらかという見當がちよつともつかない。これはこのごろの物價の變動のはげしい時、またこういう生活が非常にむづかしい時には、一人當り大體いくらかになつてゐるかといふことは、豫算の書類に附けてもらふのが當然ではないかという感じがするのであります。それがかえつて國民に、官吏の俸給が大體いくらか、これでは少な過ぎるということも感ぜられるし、またよく理解されるのではないかと思ひます。こういう點も豫算の調書に繰り入れていたゞきたいと希望する次第であります。また法案によりまして、第五條に「すべて、公債の發行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合においては、國會議決を経た金額の範囲内では、この限りでない」。こういう規定がありますが、緊急の場合、どうしても國會議決を得られないという時にはどうしようにするのか、お尋ねしたいと思ひます。

第一點の國營企業の問題であります。この國營企業の問題につきましても、現在やつておるやうな／＼な國營事業があります。それをどうするかという問題、並びに今後國營企業に對してはどういうふうにするかという問題は、非常に大きな問題でありまして、にわかにはどうするといふことは政府としても申し上げ兼ねる問題だらうと思ひます。各國もいろいろな行き方があります。日本としては世界各國がやつてゐる現在並びに過去にありましたいろいろな點を検討し、また日本の特殊事情を勘案いたしまして、最も適切な方策をとつていくということに相ならうと考えております。それにつきまして收支を明らかにする必要があるのではないかとこの點につきましては、全く同感でございます。その御趣旨によりまして、本年度はいろいろな事業會計の會計法を全面的に改正いたしました。そうして一つの例をとつて申し上げますと、通信事業特別會計法、國有鐵道事業特別會計法など皆變つたのでありますが、第一條にはこういうことをうたつてゐるのであります。すなわち通信事業特別會計法第一條では「通信事業を企業的に運營し、その健全な發達に資するため、特別會計を設置し、一般會計と分つて經理する」。こういうふうになつておりました。企業の經營するといふことは、つきりうたつておられます。今までの一般會計とは全然趣きを異にしておられますので、企業として見た採算關係、收支關係を明瞭ならしめるというところに特別會計の運營の根本方針を置いたものであります。それに従ひまして會計制度は全面的に改正しまして、一口に申

しますと民間の會社等がやつてゐるのと同じような方法を採用いたしました。原價計算を明らかにし、また企業計算の關係を明瞭ならしむるということにいたしました。また損益計算、バランスシートも民間の會社とほとんど變らないような方法になつてきております。だん／＼内容をつきりさせまして、各方面から御検討を願うということが、最もよろしいのではないかとと思ひます。

それから次に人件費の點であります。これは御承知のごとく最近の情勢におきまして、漸次膨大になりまゝのは免れがたいのであります。一人當りの金額がいくらかといふ點であります。これはもちろんわれ／＼の方で今後さういふ方面の資料を整備する考えであります。御承知のように今度の改正におきまして、この豫算書にも出ておりますけれども、各部款項に出ておりますが、その下に目、節といふものがあります。そこに官吏給、給料及び手当、給與金、旅費とかいふような項目がはつきりとわかれておりますから、全部のものがわかつておりますから、これを縦にずつと合計いたしますと、一般會計全體の給料がいくらというものがすぐ出るように存じますので、御希望に副るやうなものが出るといふのであります。そこで二十二年度のものについて申し上げますと、直接政府の使つております人件費は、全體で七十數億という數字がすぐ出てくるのであります。それから現在使つてゐる人間の數は三十萬とわかつておりますが、それがわか

それから第五條に「すべて、公債の發行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。」とありまして、さらに但書をつけまして、その例外を設けているのでありますが、これはお話のこの豫算書におきまして、どれだけ程度のものは日本銀行から借入れるとか、公債の發行を引受けさせることができるのか、ということを明確に書くつもりでいるのでありますが、お話の場合はその金額の足りなかつた場合はどうするかということでありまして、もしそんなに足らないことが起りますと、これはよほど大きな問題になつてくるのではないかと思ふのであります。そんなことがありましたら、それはおそらく何十億、何百億というものになりますと、これはやはりどうしても國會を緊急に開いていただきたいと、御相談を願うのが筋道ではないかというふうに考へております。

これは統計局みずからがお使いになる金であります。しかしこのほかに大きな七、八千萬圓の金が別にあるわけがあります。今年の秋に國勢調査をすることになっておりますが、國勢調査をいたします金は數千萬圓、これは大體豫備金をもつていたすという豫定をもつておる。もちろん機會があれば追加豫算で出しますが、大體におきまして豫備金でやる豫定であります。その他いろいろな統計で、必ずしも内閣統計局の經費の中につていない種類の統計に關する經費も各省にございます。統計に關する經費が、國家で一體どのくらいになっておるかという點は、おそらく非常に關心をもたれることだと思いますが、まだ私の方で正確に計算しておりません。今後十分その方面も研究することいたします。このたびもう發令になつたと思いますが、統計事務局というものがありますが、あそこを中心になつてやつておる人を主計局の兼務にいたしました、主計局の豫算關係の統計經費というものを、統計

○**幸田委員** 相當豫算をとられておるといふふうにお聴きしたのであります。が、大體この財政法案の内容を見ましても、前々年度の歳入歳出決算の總計表とか、こゝういう大分前のことが提出されるいうことになっておるのであります。またあるいは日本の從來の統計局なんかの統計を見ましても、ほとんど見る時分には間に合わぬ、役に立たぬやうな前の統計が、始終世の中に出てくるということについて、私は非常にいつもそれを遺憾に考えておる次第であります。できましたら相當な費用を使つてもかまわない。生きた統計を發表していただきたいといふふうに感ずるのであります。できるだけそういふふうにやつていただきたいと思ひます。

それからこの二十五條の「歳出豫算のうち、經費の性質上年度内にその支出を終らない見込のあるもの」云々とありますが、從來大體年度末になつてくるといふ場合に、よくこれは世間で言われる、豫算が過剰を生じた場合に、種々な要らないところへ費用を使つていくという傾向があつたように聞いておるのでありますが、こゝいう點もどういふふうにやられるのか。またこれは豫算を編成すること自身がむろん悪いのでありますが、將來そういうことについてどういふふうに考えておられるのか。これをお伺いしたいと思います。

○野田政府委員 統計の點と、年度末における經費の濫費の點はこゝでお答え申し上げます。古い統計しか出てこ

しますと、一つの縣ではだめでありますから、全部待つておると非常に時間がかかる。金もかかる。でき上つたころは遅過ぎる、こういふ御非難があるものでございまして、この點につきましては、サンプリング・メツソードというものを取入れることになつております。これはアメリカでは主計局という

か、豫算局で統計をやっております。アメリカの統計局というものは豫算局の中にある。今アメリカの豫算局から統計の専門家が数名来ております。私も時々會つておるのでありますが、その人たちの話を聴きますと、サンプリ

ングを大いにやらないかと言う。サンプリングというのは、たとえどこに全國にわたつてことごとく調べなければわからないものを、代表的なものをピックアップして、何分の一か何千分の一を正確に調べて、それを全體に推し及ぼして數字に表わすというサンプリングの行き方ではありますが、これをアメリカでは随分やつております。これは經費がかゝらなくて早い。日本も大いにそれをやらないかということをして、三日前に會つた時に言つておつた。今後は今までのように全部のものを調べて集計する行き方と、一方におきましては何かサンプリングをとつて

全體を推していくという二つの行き方を適當に取り入れて、早くできるようになければならぬと思ひま

それから繰越しの問題と、年度末に滯費されるという問題であります。これは昔から問題になつておる點でございます。しかしながら最近におきまして、この弊風が相當矯正される傾向にあると思います。と申しますのは、支拂豫算でもつて非常に嚴重にやつております。日々に出大金を一々大藏省

の承認を得なければできないことになつており、年々きつて、出そうとしたとしても、大藏省の承認を得なければ出せないことになつておりますし、内容を整備することになりますので、その御心配の點はよほど

矯正されると思います。なお將來の問題につきましては、會計法にも出ておりますが、小切手の認證制度をやる。御承知のように役所が金を拂う場合は小切手でありまして、この小切手を切る人はきまつておる。この小切手を切る人を支出官と言つておりますが、支出官が小切手を切る場合に、銀行でそれだけでは金にならない。裏に大藏大臣が、大藏大臣の代りの者がサインをしなければ金にならないということになった。それでたとへば年度末にAならAという人がどん／＼小切手を振り出して、大藏大臣がその代理官がサインをしなければ、全然金にならない。

ことになりますので、御指摘のような
 點は非常に矯正されてくると考えてお
 ります。

○寺田委員 私的質問は終了しました。
○高橋委員長 委員外の川島金次君より政府に對し質疑の要求があります。これを許します。川島金次君。

○川島金次君 簡単に二、三この際お尋ねいたしておきたいと思ひます。この法案の第三條によりますと「專賣價格若しくは事業料金については、すべて法律又は國會の議決に基いて定めなければならない」とあります。まことにわれ／＼の年來の主張でありまして、結構なことでもあります。この際お伺いしておきたいのは、殊に事業料金の問題であります。政府の事業料金と申しまして、かなり廣汎にわたつておるのであります。その事業料金といわれる全體がこの法案の事業料金にあてはまつてくるのか、あるいは事業料金といつても多少の例外があつて、主たる事業料金について法律または國會の議決に基いて定めなければならないということになりますか、これを一つお尋ねいたします。

○野田政府委員 お答えいたします。その第三條に規定しております事業料金は、ここに書いてあります「法律上又は事實上國の獨占に屬する事業における專賣價格若しくは事業料金」というのであります。國が獨占している「法律上獨占」というのは、專賣であるとか、通信などが、法律上の獨占になつております。鐵道でございますが、事實上の獨占になつております。それ以外に獨占に屬する事業の料金については、法律で定めるなり、あるいは豫算できてもよろしゅうございしますが、とにかく國會の議決を経てやれということでございます。その點獨占でないものについては、この規定は適用しないということになつております。

○川島金次君 そうすると、たとえば鐵道の料金でも、運賃がおもですが、同じ運賃の中でも手荷物等に對する収入、あるいは通信事業料金について、かなり廣汎にわたつて些細なものがあります。そういうものを全部法律もしくは國會の議決によつて定めることになりませんか。これもお伺いいたします。

○野田政府委員 御質問の點は、今後政府内部でよく研究して決定すべき問題でありますけれども、われ／＼の考へておりますところを申し上げますと、事業料金、鐵道の例をおとりになりましたが、鐵道の料金もあの表を見ますと、非常に詳しいものであります。複雑多岐なものであります。あれの全體を法律で定めるなり、あるいは豫算できめることにする必要はないじやないか。むしろその根幹をなす部分をきめれば、他のものは當然技術的に、普通の事業料金はきまつてくるものでありますので、むしろ法律または豫算できめるものは、基本的なものにしたらどうか。あとのものはそれに應じまして、場合によりますれば委員會をつくりまして、その委員會に諮つてきめていくという方向にやつたらどうかという感じをもつております。

いものについては、この規定は適用しないということになつております。

○川島金次君 そうすると、たとえば鐵道の料金でも、運賃がおもですが、同じ運賃の中でも手荷物等に對する収入、あるいは通信事業料金について、かなり廣汎にわたつて些細なものがあります。そういうものを全部法律もしくは國會の議決によつて定めることになりませんか。これもお伺いいたします。

○野田政府委員 御質問の點は、今後政府内部でよく研究して決定すべき問題でありますけれども、われ／＼の考へておりますところを申し上げますと、事業料金、鐵道の例をおとりになりましたが、鐵道の料金もあの表を見ますと、非常に詳しいものであります。複雑多岐なものであります。あれの全體を法律で定めるなり、あるいは豫算できめることにする必要はないじやないか。むしろその根幹をなす部分をきめれば、他のものは當然技術的に、普通の事業料金はきまつてくるものでありますので、むしろ法律または豫算できめるものは、基本的なものにしたらどうか。あとのものはそれに應じまして、場合によりますれば委員會をつくりまして、その委員會に諮つてきめていくという方向にやつたらどうかという感じをもつております。

○川島金次君 第三條の原則的精神といふものが、專賣價格、事業料金となつてゐる以上は、そういう廣汎にわたるものまでをも含めておると、一應われ／＼は解釋しなければならぬ。そこで政府の方に、そういう細かい廣汎にわたる部分——主管以外の問題に

ついては別な措置をするのだという考へ方が、かりにあるとすれば、この三條の法文の書き方がまたおのずから變つてくるのじやないか。そこで私はそういうお尋ねを申し上げたのです。従つてもし當局が既にそういう腹案があるとすれば、この三條の法文の書き方に多少の變更があつてしかるべきじやないかと考えられるのですが、第三條だけでそういう手續、別な腹案を實際に實施できるようなことになるか。第三條の精神に接觸するようなことになつたのでは意味をなさぬので、その點をよくこの際たしかめておきたいと思ひます。

つては別な措置をするのだという考へ方が、かりにあるとすれば、この三條の法文の書き方がまたおのずから變つてくるのじやないか。そこで私はそういうお尋ねを申し上げたのです。従つてもし當局が既にそういう腹案があるとすれば、この三條の法文の書き方に多少の變更があつてしかるべきじやないかと考えられるのですが、第三條だけでそういう手續、別な腹案を實際に實施できるようなことになるか。第三條の精神に接觸するようなことになつたのでは意味をなさぬので、その點をよくこの際たしかめておきたいと思ひます。

○野田政府委員 その點につきましては、この法文をつくるときにも十分に吟味をいたしました。これは私も法文の専門家ではございませんが、今までの法制局その他の從來の考へ方、あるいは法文の例をいたしましては、法律または國會の議決に基いて定めるといふ場合には、法律で全部を定めるという場合には、法律に基いて定めるといふ場合には、私がさつき申し上げたやうな場合でも、もし全部法律で定めなければならぬという場合には「法律により」といふ言葉を使ふことになつておるのじやないかと、これも「基いて」といふ言葉を、初めは「より」と書いてあつたのでありますが、それは大體だらうというので、「基いて」といふ言葉に變えた、そういう経緯であります。

○川島金次君 そうすれば一例をあげますれば、通信、國鐵あたりの事業料金について、この基くというものは、貨物運賃とか旅客運賃、通信事業で申せば郵便料金あるいは電話電信料金、そ

ういつたものに屬したもののだけが、この議決に基いてということに解釋してよろしいわけでありませんか。

○野田政府委員 お答えいたします。こまかい點は私はあまりはつきりと責任をもつて申し上げられませんが、私も、基いてと申しまして、非常に大ざつぱなものというわけではございませんで、相當の程度に詳しくありますけれども、たとえばわれ／＼大藏當局が豫算を編成いたします場合に、通信當局なり鐵道當局から御相談を受けるわけでありまして、そういう場合には紙で申しますれば數枚のものであります。本當にやるときは本みだりになるかもしませんが、それが數枚の紙でわかるのであります。われ／＼の知つてゐることはほとんど含まれることになりまして、大體普通におれ／＼が知つておる必要のある程度の事柄は、全部含まれるのではないと思ひます。

○川島金次君 さらにこれに關連してお伺いしてみたいのですが、これは本來でありますれば大藏大臣にお伺いをいたしましたと思つたのですが、現在の日本の經濟事情、民族の生活事情に鑑みまして、いわゆる國民の主食、あるいは生産經濟復興の上においての重大な根柢をなします石炭、鐵鋼、肥料、こ

ういつた重要産物の價格というものは、これまた國民の納得した價格で定むべき性質のものではないか。そこで、お伺いを申し上げたいのですが、こ

ういつた重要産物の價格を、國民代表の府であるところの國會で議決すること、極めて妥當な政治ではないかと思つております。時に米麥等の價格につきましても、特の政府の考へ方一つによつてきめられる。し

かも汗を流し、勞力を費してみずから耕しておるところの耕作農民は、價格の問題に對して何ら關係をもつことができないというものが、現實の形になつておる。そういう形では今日の段階におけるところの耕作農民の精神を刺戟し、あるいは納得のできるような價格決定というものは、不可能ではないかと思ふ。この際私どもの考へ方からい

たしますれば、たゞいま申し上げましたやうな米麥、いわゆる主食、石炭、鐵鋼、肥料等のごときは、是が非でも國會の議決によつて、その價格を定めるということにすることが、政治上、經濟上、また國民の上に及ぼす心理作用の上からいきまして、當然の事柄のやうに私どもは考へておるのであります。が、そうした心構へ、氣持が當局におありであるかどうか。それを一つお聴かせ願ひたい。

○野田政府委員 この問題はきわめて重要な問題でありまして、私から答へることが適當であるかどうかと考へるのではありませんが、石炭、鐵鋼、肥料、米麥等のいわゆる基本的物資と申しますか、國民生活の基本になる物資の價格をきめる場合に、政府だけできめるというところにつきましては、お説のやうな議論があり得ると思ひます。專賣等につきましては獨占というやうな點から申しまして、こ

ういつた規定を設けておるのであります。が、實質的な國民生活に及ぼす影響については、ウェイトにおいて何ら變らない。それよりは重要であつても、劣らないというものがあつてあります。これは今後の考へ方としては、お説のやうな意見を十分検討していかなければならぬ。こ

う考へております。

○野田政府委員 この問題はきわめて重要な問題でありまして、私から答へることが適當であるかどうかと考へるのではありませんが、石炭、鐵鋼、肥料、米麥等のいわゆる基本的物資と申しますか、國民生活の基本になる物資の價格をきめる場合に、政府だけできめるというところにつきましては、お説のやうな議論があり得ると思ひます。專賣等につきましては獨占というやうな點から申しまして、こ

ういつた規定を設けておるのであります。が、實質的な國民生活に及ぼす影響については、ウェイトにおいて何ら變らない。それよりは重要であつても、劣らないというものがあつてあります。これは今後の考へ方としては、お説のやうな意見を十分検討していかなければならぬ。こ

○川島金次君 この問題については、いづれ大蔵大臣にお伝え願ひまして、大蔵大臣としての考え方をこの席でお聴かせ願ひたいことを希望しておきます。

次にこの財政法案を一覽いたしますと、豫算の執行の場合において、豫算の成立した場合と、三箇所見受けられるのであります。豫算不成立の場合に關する規定が、この中になく、私は見受けておる。民主議會においても、あるいはまだ事情によつては政府の提出された豫算全體に不成立というような事態が起らないとは、保證がでないのではないかと。そういう場合において豫算の執行の上にならぬ措置が講ぜられることになつておるか。それがこの法案にはないようであり、その點についての御意見を尋ね申し上げたいと思ひます。

○野田政府委員 豫算不成立に關する規定は、御指摘のようにございませぬ。それで現行憲法におきましては、御承知のように憲法七十一條に不成立の場合に備へる規定がございまして、新しい憲法におきましてはその規定が削除になつております。この問題は憲法の改正に伴ひまして、この問題は議論したときに、非常に問題になりました。理論的に申しますと、まさに豫算が成立しないという場合が起り得るのであります。起り得るからそれに對する何らかの規定を設けておかなければいけないじゃないかということが、一方において非常にやかましく言われたのであります。また反面から言いますと、この豫算が不成立になつた場合に何かほかの方法でこれをやつてい

けるのだというところにいたしますと、そういう非常に備へる規定が、かえつて悪くいたしますと常道化する。民主的でない政治の運行を生じさせることにチャンスを与えるというおそれもあるものであります。その場合はむしろいろいろな方法をもちまして、不成立になる場合を極力減らして、どうしても理論的に不成立になり得るといふ場合の事柄は、それは一應設けないで、おいて、そのときには高い政治的な常識と申しますか、政治的な高い考え方で解決していくというふうにするべきではないか、こういうふうには私共は承つておるのであります。それで今までの豫算の不成立になりました多くの場合を申しますと、三月三十一日までに翌年度の豫算が成立しない、そうすると豫算は不成立になつてしまふというところであつたのであります。今度三月月末までは成立しない、四月になつて成立した場合であつても、やはり有効なことになつておりました。今までのように三月三十一日という限界でもなかつた。それから三月月末までになつて豫算が不成立になるというところになつた。それから四月の初めから政府はやはり活動しなければならぬが、その豫算は一體どうするのだというやうな問題になるのであります。それにつきましては暫定豫算制度というものを新しく設けまして、この暫定豫算制度でもつて泳いでいく。そのうちに本豫算が成立するというところに相なると思ふのであります。そうするとこの暫定豫算制度をつくつても、やはり暫定豫算というものは議會の承認を要するのではないかと、そうすると暫定豫算そのものが議會が承認しないという場合が

起るんじゃないか、そうすると暫定豫算制度というものをつくつても意味がないではないか、こういう御質問があるところから出たのであります。暫定豫算というものは、私達の考え方ではこれは政策を盛つたものではない、國家が存在しその機能を営んでいく以上は、どうしても絶対的に必要な經費といふものがございまして。たとえば警察官の俸給とか、役人の俸給とか、とにかく支拂わなければならない金がある、そういうふうな基本的な、どうしても要する經費だけを大體暫定豫算というものに盛り込みます。政策に屬するやうな經費は本豫算、すなわち一年分の豫算には盛り込ますけれども暫定豫算には盛り込まない。最小限度の經費を暫定豫算に盛り、こういう考え方でありまして。もしその際に暫定豫算すらも認めないということになりますと、それは政治上の大きな問題になるだらうと思ひます。そのときは内閣を倒したいという一つの狙いとなると思ひますが、内閣を倒すという大きな問題になりますと、これは巡査とかあるやうな役人の月給を拂せないうやうな方法をとらなくても、重要政策を否認すれば當然内閣を打倒することができるのであります。そういう暫定豫算に盛り込まれていくものすらこれを否定するということは、實際上必要がないじゃないか。おのづから政治的にみて解決のできるものである、こういうふうな考えでおるというやうなことも申し上げた次第でありまして、多分に話が政治的になりまして恐縮であります。そういうふうに御理解願ひたいと思ひます。

○川島金次君 そうするとこの財政法案の當初においては、一應豫算の不成立というところは考えに入れておかない、考えられない建前でこの法案をつつたことになることを承知してよろしいのであります。

○野田政府委員 お答えいたします。豫算の不成立の場合、今のところこの法文上では、豫算してそれに備へる規定といふものは設けておりません。○川島金次君 そうすると今局長の仰しやられるように、實際の理論的な問題として取扱つた場合には、豫算の不成立があり得る、あり得た場合には、今のお話を承れば最高の政治的解決のしかたが豫想されるということになるのであります。理論的にあり得るものであつたならば、何らかの形においてこれは規定すべき性質のものではないかと私は考えられる。實際上今後情勢によつては、そういうことがあり得るとは私も考えられない。その場合には別な憲法委員會あたりでも、速記録を見ればそういうことも考へてゐるからよいじゃないかというやうなことも考へられるでございまして。けれども、もし理論的にあり得るものであれば、それはまた理論的にやはり法文化しておくことが、私は一番好ましいことである、一番間違ひのないことだと思ひます。たゞ政治的の反面解釋からいへば、今局長の仰しやつたやうな弊害もありません。しかしか弊害があるからといってこれを明文化するのを避けるというところは、私は理論的には持たないと思ひます。そこでどういふ問題を私は持ち出しておるのです、政治的な解決の方法といつても、そのときの事情によつてやるのだとい

えばそれまでありますが、それでは私はきつめて曖昧なものがこの法案のどこか部分的に残つてくるというところになるのではないかと思ひます。何か適當な法文化する方法といふものが、弊害を少くせしむるやうな反面解釋すれば今のような弊害も確かにあり得るのであります。しかし理論的に言へば、それを法文化することを避けるということとは、私としてはどこかに未解決なものを残しておくということになるおそれが多分にあるので、すが、その點何かお考えがございましてどうか、もう一度お答え願ひたいと思ひます。

○野田政府委員 御質問は、私財政法の問題よりもむしろ憲法の問題だと考へます。憲法自体にそういう一種の穴と申しますか、充填せられておられない部分があるのであります。それを財政法で埋めるといふことは非常に困難ではないかと思ひます。そういうことの生じた場合に、いろいろな暫定豫算なんかもそれに備へる方法でありまして、けれども、とことんまでつき詰めたところへまいりますと、どうもやはり最後のところに残るものではないかという、ことになると思ひます。御説のように理論的に考へられることはあくまで理論的に充填をしていくという行き方と、それから理論的にはあり得ても、他の政治的解決に俟つべきものはそこへ充填せずに残しておくという行き方と、二つの行き方があると思ひます。從來の獨法系の法制によりまして、お説のやうにとことんまで理詰めでいつて、どこも逃げられないやうにしておくというのが獨法の行き方でありまして、英米の系統におきまして

は、そこにやはりある意味において穴を残しておく。そしてほんとうの太いラインをきめておいて、そして例外的例外、また極端な場合としよう。その例外は、むしろそれに備える方法を設けておかないで、それは最高の政治的判斷によつて決定するといふふうになつておるのであります。今のような問題につきましても、イギリスでも、アメリカでも、やはりとことんまでつき詰める、それをふさぎ得るような途は英米の憲法その他にもないのではないかといふように私は聞いております。

○川島金次君 その點はそれまでとしておきますが、次にこの法案によりますれば、必ず豫算の上程の場合には、國有財産の財産表を出すことになるわけでありま。まことに結構なことですが、この財産表の價格の問題について、毎年これは財産の現在高を書くことになつておりますが、その價格は一體どういふ基準においてこの國有財産の價格を決定していくお考えでありますか、それを一つお聴かせ願ひたい。

○野田政府委員 これは國有財産法の問題であるのでありますが、この國有財産をどういふふうに評價するか、國のもつておる國有財産といふものは、政府のもつておる財産全部を意味しておるのではございませんが、この基準をどうするかといふことにつきましては、現在の制度では大體帳簿價格、取得價格でやつておりますが、それでいふかどうかといふ問題があると思ひます。特に最近のように物價が騰貴したりしますと、臺帳價格だけで漫然とやつていゝかといふことについては問題がありますので、これは別の委員會にかゝ

つておるのでありますが、國有財産制度調査會といふものが新しく法律でもつて、設けられることになつており、そこで國有財産全般を再検討して、この次の常會に國有財産法を出すことになつておりますから、その際に十分検討して、御指摘のような點も考へていられるものと思つております。

○川島金次君 先日別の委員會で私聴いたことなのですが、たとえば逓信關係の財産を調べてみますと、これが二十八億ばかり、國鐵の財産が八十億、合せて百億ばかりといふところで、今日の状況からいへば、ほとんどナンセンスに近い財産評價額になつてゐる。いろ／＼の國家の財政計畫を立てる場合、あるいは生産計畫を立てるというふうなものは、生産計畫を決定する、國有財産の評價といふものは、非常に重要な問題で、その根本をなすもの一つであるといふ考え方を私もはもつてゐる。そこで今後この財政法案が實施される場合においては、必然的に必ず財産の現在高といふものを國民に知らせなければならぬ。また知らざれば以上は、國民として受取る方の立場からいへば、その國有財産の價値の評價いかんによつて、國民のいわゆる現有するところの財産の價格のきめ方といふことにも、これまた影響がある。そういうことになりまると、必然的に各方面にそれが大きな影響力をもつことになるのであります。そうしてまたそれが基礎となりまして、日本の經濟の復興の狙い方、あるいは生産の狙い方、生産物價の立て方、あるいは勞働賃金の立て方といふようなことにも非常な關連性をもつものである。

従つてこれは非常に重要な問題だと思ひましてお尋ね申し上げたのであります。その方面に關する別な法律が今やられてゐるといふお話でありますから、この問題はこの程度で打切つておきます。

最後にお尋ね申し上げたいのは、第四十六條に、いろ／＼の國の豫算その他財政に關する一般の事項について、印刷物、講演その他適當な方法で國民に報告しなければならぬとある。これが豫算成立の場合の規定であります。これもまことに結構だと思ひますが、なおさらに「前項に規定するものの外、内閣は、少くとも」云々といふことで、國會及び國民に報告をしなければならないといふことが附け加へられておりますが、これをどういふ形で國民に報告するかといふことについてのお考えがありましたならば、この際承つておきたいと思ひます。

○野田政府委員 その方法につきましては目下研究中であります。ちよつと考へられる點を申し上げます、印刷物にして配布するといふ問題がありま。また新聞に發表するとか、あるいはラジオを通じて知らせるとか、あるいは人のたくさん集まる所へいろ／＼な數字などをグラフにして發表してわかりやすくするとか、いろ／＼な方法があると思ひますが、これについては民間の専門家の御意見も聴いて検討をいたしてゐる次第であります。

○川島金次君 冒頭に私が質問しました事柄、それに關連して希望しておいた事柄で、重ねて言う必要はございませんが、主食糧、石炭、鐵鋼、肥料等のごときいわゆる基本物資これらは相

當重大な事柄だと思ひますので、その旨をあらためて大藏大臣に傳達を願ひまして、さらに大藏大臣の考へ方をお聴かせ願ひたい。その考へ方によりましては、さらにまた大臣に御質問を續けたいと思つておりますので、委員長よりよろしくお取計らいを願ひます。

○高橋委員長 この際委員長より重要な數點につきまして、政府當局の御答辭を得ておきたいと思ひます。

財政法の第三十一條第二項の規定は、歳出について項目及び節に區分して、内閣から各省各廳の長に配賦するといふ規定であります。國會法に基く國會豫備金はこれをどう取扱うかといふことについて、以下數點政府の所信を伺つておきたいと思ひます。その第一は、國會豫備金は國會法により獨立せる國會の經費の中に計上されることになつておまして、かつ國會豫備金はこれを使用するにあたりましては、議院がその適當と認めるときに使用するといふのが建前であります。従つてあらかじめ項目及び節を設けるといふことは不可能なことであり、また議院がその使用を決定した際に、一々これを大藏省に通知いたしまして目及び節を設けるといふことは、國會法の精神に反し、かつ國會豫備金の性質に反するものと考えられるのであります。これをいかに運用するお考えであるか、この點をまず承つておきたいと思ひます。それから第二に、國會豫備金を各議院に配賦するにあたりましては、豫備金として配賦いたしました、議院の意思によつてその使用を一任すべきものと思ふのでありますが、政府におかれましてはこの點をどうお考え

になつてゐるか、これを伺つておきたいと思ひます。それから第三に、もしその解釋、運用にあたりまして、國會豫備金にも目及び節を區分して配賦せねばならぬものといひますならば、同條文に但書を加へまして、但し國會豫備金についてはこの限りでないといふことに修正する外はないと思ふのであります。この點はどうお考えになつておられますか。それから第四に、財政法第三十五條に規定いたしました豫備費は憲法上の豫備費であつて、内閣の責任において支出するものであり、國會の豫備金は憲法上のいわゆる豫備費とは全然別個のものであると考へますが、この點はどうでありますか。以上の諸點について政府のお答を承ておきたいと思ひます。

○野田政府委員 御質問に對しましてお答え申し上げます。まず話が少し逆になりますが、三十五條の點から申上げたいと思ひます。三十五條の豫備費は憲法上の豫備費でございます。國會法及び裁判所法の中に豫備金といふ言葉を使つてありますが、あれは政府の解釋によりましては、憲法上の豫備費ではないといふ解釋であります。従ひまして豫算書も初めは豫備金といふ言葉を使つておつたのでありますが、從來の實行におきましては豫備費と豫備金とが同じ意味で使われております關係上、將來疑義が生ずるおそれがありますので、豫算もこれを豫備費といふように修正をいたしました。それは政府豫算關係の言葉といたしましては、これを豫備費といふ言葉でもつて將來處置してまいりまして、憲法上の豫備費でないといふことを明らかにしたいと考へました。

それから三十一條の方に戻りまして、三十一條の第二項の「前項の規定により配賦する歳入歳出豫算は更に、歳入にあつては、項を目に、歳出にあつては、項を目及び節に區分する。」ということになつております。これにつきましては、この三十一條の意味でありまして、三十一條は、從來豫算というものは議會を通過して成立いたしますと、これを公布いたしましたのであります。しかしながら新憲法下におきましては、豫算の公布ということは廢止せられ、従いまして豫算が成立いたしましたも、各省といつたしましてはどういう豫算が提出せられたかということをはつきり知るオーソリタティな方法がなくなつたわけでありまして。今までありますと、官報にちやんとそれが公告されたのであります。今後はそれはありません。そこで豫算が成立したときは、内閣は各省各廳の長に對してその内容はこうだということをお示しする必要があるというのであります。この三十一條は新しく設けられた規定でございます。そこでその豫算の内容をお知らせするときに、目、節をつけるということが書いてございます。が先ほど御指摘になりました國會の豫備經費、これは豫備經費はいうまでもなく豫備經費でありまして、何に使うかわからない金でありますので、これを目、節をつけて出すということは不可能だろふと思ひます。

次に豫備經費の使用についての問題であります。豫備經費の使用につきましては、國會の中に特殊の委員會というやうなものができて、それが十分中で相談されて使われることになつております。國會におきましてこの金

の使用方法については、十分慎重な態度をもつておやりになるということになつております。たゞ問題は具體的に金をお出しになるときに、やはり小切手を切らなければならぬ。小切手は日本銀行がこれを支拂う。そのときに日本銀行は一體これはどういう目、節の金であるかということがわかりませんと拂えませんか、そういう技術的な問題として、目、節が何に使われるかということが、はつきりきまつたとき、そのときに目、節の區分が生ずる。この點は支拂技術上の問題として御了承願ひたいと思ひます。

○高橋委員長 他に御發言はございませんか。御發言がなければ本案に對する質疑はこれで終了いたしました。次會は明後二十四日午後一時より開會いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後三時十五分散會

昭和二十二年四月三十日印刷

昭和二十二年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局